

平成20年9月宮崎県定例県議会

食の確保・食の安全対策特別委員会会議録

平成20年10月2日

場 所 第4委員会室

平成20年10月2日(木曜日)

午前10時6分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 三笠フーズ事故米不正流通事案について

農政水産部

1. JAS法違反に対する措置について

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員(13人)

委員	長	横田照夫
副委員	長	田口雄二
委員		坂元裕一
委員		外山三博
委員		水間篤典
委員		中野一則
委員		十屋幸平
委員		河野安幸
委員		山下博三
委員		満行潤一
委員		外山良治
委員		武井俊輔
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	宮本尊
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	宮脇和寛
部参事兼福祉保健課長	畝原光男
衛生管理課長	川畑芳廣

農政水産部

農政水産部長	後藤仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田二郎
農政水産部次長 (農政担当)	伊藤孝利
部参事兼農政企画課長	岡崎吉博
営農支援課長	吉田周司
農産園芸課長	串間秀敏
畜産課長	押川延夫
農水産物ブランド対策監	郡司行敏
消費安全企画監	八反田憲生

商工観光労働部

商業支援課長	工藤良長
--------	------

事務局職員出席者

政策調査課主幹 (特別委員会・広報担当)	河野龍彦
政策調査課副主幹	福島久大

○横田委員長 ただいまから食の確保・食の安全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案をごらんください。

3の概要説明であります。今日は、先般発生いたしました事故米の不正流通事案等について、福祉保健部及び農政水産部から一緒に説明をしていただきたいと思います。

なお、県としての対応は商工観光労働部にも

関係いたしますので、関係課に出席をお願いしております。

4の協議事項であります。今後予定しております県外調査などについて、御協議いただきたいと思っております。

以上のような取り進めでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、前々回の委員会で資料要求がありました「水牛等に関する資料」及び県北調査で資料要求がありました「みやざき農業実践塾卒塾生の未就農者に関する資料」をお手元に配付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部、農政水産部及び商工観光労働部の3部においていただきました。

概要説明をお願いする前に、一言ごあいさつ申し上げますけど、先日、事故米の不正流通事案が発覚いたしまして、全国に激震が走ったわけですが、私どもの宮崎県におきましても、全国で一番多くの業者が事故米と知らずに原料として使ったということで、県内におきましても、かなりの影響が出ているんじゃないかなというふうに思います。私どもは常々言っているんですけど、食料は、生産から流通、加工、販売、消費に至る一連の流れ、いわゆるフードサイクルのどこか一つでも不正を働いたら、全体に大きな影響が出て全体の信用が失墜してしまうと。

だから、それぞれの人たちみんなが責任を持って行動することが大事だということを言わせていただいておりますが、今回の事案は、まさにその典型的な例じゃないかなというふうに思います。そういった意味で、今回の件で県内にどういった影響が出ているのか、またどういった対策を打とうとしておられるのか、そういうことを中心に概要説明をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、概要説明をお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 御指示のありました福祉保健部における事故米の不正流通事案のこれまでの食品衛生法に基づく対応について、御説明いたします。

今回、三笠フーズ株式会社が非食用事故米を食用として不正に流通させた事案が発生いたしまして、全国的に大変大きな問題となっているところであります。本県におきましても、熊本県の業者を介して本県の製粉業者、食品卸業者、菓子製造業者に事故米、またはこれをまぜたらくがん粉などの流通販売があったことが判明しております。この件に関しまして、福祉保健部では、農政水産部及び九州農政局宮崎農政事務所との連携によりまして、各保健所による業者の立入調査等を実施し、現在までに、福岡県から回収命令の出ている事故米、これは既に消費されて流通在庫がないことを確認し、また、この米からつくったらくがん粉については、残っていた粉の回収及びこの粉を使用して製造した菓子類の自主廃棄を指導、確認したところであります。

詳細につきましては、後ほど、衛生管理課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○川畑衛生管理課長 三笠フーズ事故米の不正流通事案についてであります。

福祉保健部の資料の2ページをお開きください。なお、右側の流通経路図とあわせてご覧ください。三笠フーズ株式会社が非食用事故米を食用といたしまして不正に流通させた事案につきまして、食品衛生法に基づきます本県での流通状況等の調査結果について御報告いたします。

まず、概要についてであります。9月4日に、九州農政局宮崎農政事務所から衛生管理課のほうに本県内に事故米が流通しているとの情報提供があったところであります。宮崎農政事務所と各保健所の調査の結果、熊本県の2業者から3つのルートを通じて県内の製粉業者1施設、食品卸業者1施設、菓子製造業者65施設及び一部の消費者に事故米やこれをまぜてつくったらくがん粉が流通販売されていることが判明いたしました。県では、これまでの調査で、福岡県が回収を命じていた事故米につきましては、すべて使用されており在庫がないことを確認したところであります。また、事故米をまぜてつくったらくがん粉につきましては、回収命令の対象となっておりますが、一部在庫がありましたので、県独自の判断で返品、自主回収を指導したところであります。このらくがん粉を使用して製造された菓子類の在庫につきましても、業者の協力を得てすべて自主廃棄の対応を行いましたので、現在、県内には事故米に関する食品は全く流通していない状況であります。

それでは、県内に流通した3つのルートの概要につきまして、御説明いたします。

まず、1の都城市内製粉業者ルートであります。右の流通経路図で見ますと第1ルートであります。当初、製粉業者からの聞き取りでは、

熊本県内の業者から仕入れた事故米を製粉し、県内27の菓子製造業者に出荷したとの報告に基づいて調査を行ってまいりました。しかし、これが虚偽の報告であったことを業者みずからが記者発表し、宮崎市内の1菓子製造業者にすべて精米の状態に転売していた事実が判明いたしました。宮崎農政事務所及びこの製粉業者を所管する都城保健所の調査結果を受けまして、宮崎市保健所が卸し先の菓子製造業者に対し、在庫及び使用状況等の調査を行いました。その結果、事故米はすべて使用されており、さらにこれを使用して製造しました菓子類、主に丸いもちが主体であります。すべて販売されておりまして、調査時点での事故米に関連する製品は、既に店頭販売されていないことを確認したところであります。

次に、2の宮崎市内食品卸業者ルート、流通経路図では第2ルートであります。この食品卸業者は、熊本県内の業者から仕入れたらくがん粉を、県内の63の菓子製造業者及び一部の消費者に販売してまいりました。農林水産省が公表しました本県の菓子製造業者数が全国と比較して多かった理由は、この小規模な菓子製造販売店が多かったことによるものであります。食品卸業者と菓子製造業者に残っていたらくがん粉につきましては、卸し元に返品するよう指導し、さらに、この粉を使用して製造した菓子類も業者の協力を得て自主廃棄されたところであります。なお、このらくがん粉を熊本県が検査した結果、メタミドホスが基準値の0.01ppm未満であったことが確認されております。

次に、3の美郷町内の菓子製造業者ルート、流通経路図では第3ルートについてであります。美郷町内の菓子製造業者が、第2ルートと同じ熊本県内の製粉業者かららくがん粉を仕入れて

菓子を製造しておりましたが、日向保健所の調査の結果、残っていたらくがん粉は返品し、さらに、この粉を使用して製造した菓子類についても、すべて業者がみずから廃棄処分したところであります。

次に、参考として記載しておりますけれども、まず、今回の事故米事案に関する食品衛生法上の考え方を説明させていただきます。

今回、県内に流通した事故米については、同法に基づき、違反食品として福岡県による回収命令の対象とされたものでありまして、県で流通先に対し在庫状況等の調査を実施いたしましたけれども、在庫はなくて、すべて使用されておりました。また、原材料の一部に事故米を使用してつくったらくがん粉については、熊本県の検査結果でメタミドホスの含有量が0.01ppm未満であり、同法の違反食品には該当せず、回収命令の対象品とならなかったわけですが、県では、事故米が混入した食品は食品衛生上、流通販売させるべきではないという観点から、自主回収と製品の廃棄処分を指導したところであります。

次に、健康被害への影響であります。これを食べて非常に恐怖心を抱いておられる消費者もおられますので、わかりやすく説明する意味でここに書いております。今回、県内に流通した事故米は、輸入時の検査でメタミドホスが基準の5倍超過したものであります。この濃度での喫食による人の健康被害への影響を考えますと、体重50キログラムの人が、この事故米そのものを毎日一生涯食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量は600グラム、御飯として約4合であります。実際にこの量を一生涯毎日ずっと食べ続けるということは考えにくいので、人への健康影響は極めて低いと考えられ

ます。また、事故米が原材料の一部として製造された菓子類につきましても、メタミドホスの濃度がさらに低くなるということから、人への健康影響はさらに低くなると考えられます。

最後に、今回の菓子製造業は、店頭で販売しているような小規模の製造業者がほとんどでありまして、全国に事業展開する大規模工場は含まれておりませんでした。

衛生管理課からの説明は以上であります。

○後藤農政水産部長 まず、お手元の特別委員会資料を1枚お開きいただきたいと存じます。右側の資料1ページに本日の農政水産部の出席幹部職員名簿を掲げております。紹介は省かせていただきます。左側に目次がございますが、本日は、農政水産部は、JAS法違反に関する措置について御説明させていただきます。

三笠フーズが不正に流通させました事故米を購入した都城市の井之上製粉が、原材料が中国産であるにもかかわらず熊本県産として販売しまして、JAS法違反であったために、去る9月22日に行政処分を行いました。詳細は、この後、担当課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉田営農支援課長 営農支援課でございます。JAS法違反に対する措置について、説明をさせていただきます。

農政水産部特別委員会資料の2ページをお開きください。ただいま、福祉保健部から事故米不正流通事案の概要説明がございましたが、この調査を行う中で、第1ルートの製粉業者であります井之上製粉株式会社におきまして、JAS法に抵触する事案が発覚しましたことから、県では、JAS法違反に対する措置を別途行ったところでもあります。

1にありますとおり、JAS法違反の措置が行われた業者は、都城市にある井之上製粉株式会社であります。

この事案は、農林水産省による事故米流通調査の中で、井之上製粉が熊本県の米穀販売業者から購入した中国産もち精米を「くまもともち米」と表示された米袋に詰めて販売していたことが判明し、農林水産省から本県への情報提供を受け、JAS法違反の調査を行ったものであります。

調査の経緯についてですが、県では、9月11日の情報回付を受けまして、翌12日に食の安全・安心対策会議におきまして、関係部局間での情報共有を行い、その後、JAS法を管轄する農政水産部、また、食の安全・安心対策会議の実務担当者によるプロジェクトチームにおきまして対応方針等を協議し、17日に井之上製粉への立入調査を行い、事実関係の確認を行ったところであります。

次に、違反事実等についてであります。まず、流通実態としまして、井之上製粉は、熊本県の米穀販売業者から中国産もち米4,000キログラムを平成19年12月20日に購入しております。このとき、熊本県の業者からの産地伝達は、請求書に「中国モチ（白）」と記載されておりました。井之上製粉は、購入した中国産もち米を再精米し、3,600キログラムとした上で、「くまもともち米」と記載された米袋に詰め、平成19年12月25日から平成20年6月25日の間、9回に分けて全量を宮崎市の菓子製造業者へ販売しております。

次に、違反事実としまして、原材料が中国産であるにもかかわらず熊本産として販売していたことが、JAS法において業務用生鮮食品の原産地表示について規定している生鮮食品品質

表示基準の第4条の2第3項に違反するものであります。ただし、業務用生鮮食品に原産地表示が義務づけられたのは、平成20年4月1日以降でありますことから、措置の対象となるのは、平成20年4月15日から平成20年6月25日までの間に販売された900キログラムとなります。このため、業者への措置としましては、県では、9月22日にJAS法第19条の14第1項による指示を行ったところであります。1カ月以内に改善報告書の提出を求めるとともに、その3カ月以内を目途に改善確認調査を行うこととしたところであります。

次に、今後の対応についてであります。全国的に食品表示偽装問題等が多発しており、消費者の食に対する不信感は増大する一方であります。しかしながら、食品表示のチェックなど監視体制をいかに強化しても、食に携わる関係者のモラルが守られなければ偽装を根絶することはできません。そのため、今後とも、関係部局との連携を図りながら、食品加工業者等を中心に、食に関係する方々を対象にしたコンプライアンスの徹底を図るための研修会を継続的に開催したいと考えております。また、国に対しましても、食品表示の適正化に向けた各種対策の強化について要望を行っていくこととしたところであります。

以上で説明を終わります。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さん、質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

○十屋委員 菓子製造業者の自主回収、廃棄というお話があったんですが、それぞれ第1ルート、第2ルート、第3ルートとあるんですけども、一つお聞きしたいのは、自主廃棄した量とかというのはわからないかもしれないんです

が、その量がわかれば教えていただきたいことが1点。

それから、自主廃棄したとき、これは産業廃棄物になると思うんですけども、そうなったときの費用負担はそのお菓子屋さん自身がされたのか、県として、そのあたりはどのように把握されているか、まず、その2点を。

○川畑衛生管理課長 回収・返品でございますが、先にお尋ねの菓子の自主廃棄量でございますけれども、調査した時点で8店舗に残っておりまして、トータルで約19キログラムございました。また、この前のらくがん粉につきましては、全体で691キログラム、全体の20%が回収されたということでございます。

廃棄につきましては、産業廃棄物とかありましたけれども、実際どのような形で廃棄されたかは私、把握していませんが、量的にはそんなに多い量ではありませんので、一般的な生ごみとかいった形で捨てられたのかなど。これは憶測でありますけれども。それに対する県の対応とかいうのは、衛生管理課のほうでは対応はしていないということでございます。

○十屋委員 最終的に、農水省がやったのはそのこの報告だけで、チェックのところがいってなかったという大きな点があると思うんです。業者さんたちはそれでなくてもいろんな風評被害を受けていると思うんですが、保健所の対応で、信頼をしないということではなくて、信用されて確認をされていないと思うんですけども、数字が691キロ、約20%が出ているのであれば、どういう処理をされたかというぐらいは聞かれたほうがいいのかなどというふうに思っているんです。それでなくても、私も知っているお菓子屋さんが被害を受けているんですが、我々消費者側とすれば、今度は何とかお菓子を買っ

てあげようね、かわいそうだからと言ったらおかしいけれども、地区ではそういう話も出るんですね。だから、ある程度、皆さんが県としての対応としてやられるのであれば、お話を聞くだけでもいいから、「どういうふうに処分されましたか」と。本来ならば、製造業者であれば、先ほど課長が言われましたけれども、細かなごみ袋に入れて廃棄する、それは法律上は触れるかもしれませんが、それでいいのかなど個人的には思っておるんですが、要望として、どのように処分されたかというお話だけでも聞いていただくと、また消費者側にも安心を与えるのではないかなというふうに思っております。

もう一つは、井之上製粉が偽装されてコストがどの程度違うのか。例えば、中国産で販売した場合と熊本産としたときに、どの程度コストが違ってくるのかというのはわかりますか。

○吉田営農支援課長 中国産のもち米を140円で仕入れられまして、300円で卸しておられます。特に井之上製粉、もともと全農との取引が主でございますが、年間200トン余りを商売されていたんですが、9割ぐらいは全農、後は県内と熊本の業者から買い入れてございますが、通常のもち米ですと220円から230円程度で買われているようです。ですから、このときは80円ぐらい安く仕入れられておりました。ただ、先ほど言いました精米をしてというのは、4,000キログラム仕入れられておるんですが、相当程度が悪かったんだろうと思います。ですから、再々精米して400キロほど削っておられて、3,600キロ。仕入れは140円といっても、結果としては150~160円になっているんだろうと思うんですが、そういうことで販売をされているというふうに調査しております。

○川畑衛生管理課長 先ほど、委員のほうから691キロ分の廃棄と言われましたけど、これは、回収して、もと仕入れたところに返品するという形ですので、廃棄はしていません。お菓子のほうだけが19キログラム、8店舗ということですから、平均しますと2キログラムですので、これについては生ごみとして捨てられたのかなと思っております。お菓子屋さんも非常に今、大変な時期で、今回の汚染の程度も本当に少ないんですけれども、風評被害が出ておるといのもちょっと聞いておりますので、保健所としましても、お菓子屋さんともお話を聞きながら、いろんな面で助けていきたいと思っております。

○十屋委員 最終的に国への要望ということのお話があったんですが、県としてはどういうような内容を要望するのかというのをお聞かせいただきたいと思えます。普通、我々、家庭で話す中で、何で国はこういう事故米を入れたんだと。基本的にそこなんです。何で入ってきたのかと。それを生産国、輸出した国に対して何で突っ返せないんだという素朴な疑問があるんですが、そのあたり、仕組み的にわかれば教えていただきたいんですけれども。

○吉田営農支援課長 私ども、JAS法の関係で国に要望しているのは、前々から再三再四要望はしてございますが、要はコンプライアンスを徹底するための手法についてのいろいろな方策をつくっていきましょうというような話だとか、一生懸命やっている方々について、表示がうまくできている人たちには逆に、褒めると言うわけじゃないんですが、そういうようなことをもっと。もっと言いますと、JAS法というのはすごく緩やかな処分の内容になってございますので、業務停止等も行えるような、もう少し処分権限を強くするようなことも必要なんじゃないかという

ようなこと等を要望しているところでございます。

○串間農産園芸課長 国の取り組みの話でしたけれども、輸入米はMA米——ミニマムアクセス米となっております。国際間の取り決めということで、現在、WTO交渉期間中は76万7,000トンが固定された量として輸入義務があるとされておりまして、その中で事故米が出た場合に、輸出国へ返すのが私どもも当然だという認識を持っていますが、返したら返送経費、あるいは返した量と同じ量をまた輸入しなければいけないとかいうことがありますために、適正に流通させることを前提に流したんじゃないかと推測、農水省はそんな考えでやってしまったんじゃないかと思っております。ただ、談話にありましたように、今後は廃棄処分するという方向は出されたというふうに聞いております。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○坂元委員 日南のある女性の方から電話があつて、らくがん粉を3キロ買って、まだ1キロ残っているんだけど、それを確かめたら、三浦商事から買ったんだけど、三浦商事は井之上製粉から買ったというふうに言っただけですね。第1ルートは、事故米はすべてこっちで片づいているということ、わきにはそれがないということですね。

○川畑衛生管理課長 もう一度、もちだけじゃなくて、ほかにも……。

○坂元委員 三浦商事という問屋さんがあつて、井之上製粉から三浦商事に流れて、三浦商事から3キロを一般の方が買われたと。三浦商事に聞いたら、井之上からとったんですよと言われて、ちょっとやばいんじゃないかというふうな相談があつて、しかし、これを見ると、第1ルートでは全然漏れていないから、事故米は三浦商

事なんかには流れていないと……。

○川畑衛生管理課長 この事故米につきましては、先ほども説明がありましたとおり、事故米4トンにつきましては、井之上製粉が19年12月20日に1回だけ納入している。そのすべてを2回精米しまして3.6トンが一括して宮崎市内の業者に納めた。ですから、今言われた方に納入したのは別の米粉、汚染米じゃなくて通常の米粉を卸されたんじゃないかと思えます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 御質問させていただきます。まず、確認なんです、農政事務所が業者名を公表したんですけれども、現実にも、こういう形で事故米、粉も含めて流通していないんですが、そもそも業者名を公表する必要というのは本当にあったのかというのに非常に疑問を感じているんですが、それは農政事務所の判断なんだろうけれども、事前に県と協議があったのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○川畑衛生管理課長 この件につきましては、健康被害がこの時点でも生じていないということと、食品衛生法違反と言えるかという面もございましたので、私どもとしては公表すべきではなかろうということでした。農政事務所のほうからは、直接調査に行ってくださいましてこの施設がわかったんですが、それぞれの施設にお伺いして公表するというを事前に了解した上で公表しますと。ただ、私たちの立場としては、この時点では公表すべきじゃなかろうと、このことを言っていましたけれども、農林水産大臣が全体を公表したという形でございます。ですから、宮崎県内の60数業者、非常に多いんですけれども、トータルでいきますと、図で見ただけでも、1のルートが3.6トンを1事業者、第2ルートは63の製造業者が合わせて3.2ト

ンですので、1施設当たりにはしますと非常に少ないということでございます。公表のほうは農林水産省サイドで行われたということでございます。

○武井委員 確認ですが、農林水産大臣のほうに公表したいという話が県にあって、県としてはできればしないでほしいというような意思表示はしたけれども、最終的に農水省のほうに公表したといった流れでいいということですね。わかりました。本当に必要性があったのかなというのは、結果を見ても非常に疑問に思いましたので、質問させていただきました。

続いてですが、実際に今、県民の皆さんからの苦情とか意見というのが、大体件数的にどれぐらい上がってきているとか、どこに上がってきているとか、何かその辺の情報把握というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○川畑衛生管理課長 私たちのサイドは衛生面のほうなんですけれども、前回聞き取りをした段階では、宮崎市の保健所、都城の保健所でそれぞれ10件ほど、食べて大丈夫だろうかとかいうような内容、延岡が2件と聞いています。消費生活関連のほうに、そういった相談も行ってと思いますけど、保健所のほうはそういった程度です。

○武井委員 いろいろ話を聞いても不安に思っている方も多いものですから、要望したいと思うんですが、今後、県の広報等もうまく使っていただいて、現状は大丈夫だということをぜひ、県民の皆様への改めての周知ということを関係部局、連携をしていただければと思います。

最後に1点御質問いたしますが、商業支援課のほうになるのかもしれないんですが、実際にこれが原因で菓子店に被害が出る、例えば閉店とか、営業を休止せざるを得なかったとか、実

際に店舗のほうでの具体的な影響とか事例とかというのが出ているようであれば、教えてください。

○工藤商業支援課長 商工観光労働部といたしましては、業者名が発表された後、多分影響があるだろうということで、名簿に載りました業者のうち、62社に対してアンケート調査をいたしました。回答が26社しか上がってこなかったんですけど、その内容を見ますと、一番多いのが以前と比べて3割ぐらい売り上げが落ちたということでありまして。あとは、これは確認したわけじゃないんですけど、県外でお菓子のフェアなんかに行った出展業者の方が、汚染米とは全然関係ないらしいんですけど、何で宮崎の業者が出てきているんだと消費者の人から言われたということも聞いております。以上です。

○武井委員 確認ですけど、閉店をしたとか廃業をしたとかというのは、今のところ確認はできていないということですか。

○工藤商業支援課長 はい、まだ聞いておりません。

○武井委員 わかりました。

○満行委員 またかという思いで国民は見たと思うんですね。今回の偽装というのは、今までと違って、日本人の主食である米を偽装した。事故米、三笠フーズの社長に言わせれば、経営が厳しかったから経営のためにというふうに答えておられましたけれども、毎日食べる日本人の主食に事故米とわかって流通に乗せる、これは国民に大きな衝撃を与えたんだろうと思いますが、今まで吉兆事件やいろんな偽装があって、またかという思いがしていましたが、どんどんわかってくると、何と県内、都城にまた飛び火をするということで本当に驚いているんですけど、一番の被害者は無理やり公表された菓子業者

だろうと思います。物すごく現場は混乱をした。農水大臣の権限で発表というふうにならざるを得ないということなので、大変だなと思っています。3割売り上げが落ちたとか今、報告を受けましたけれども、JAS法違反で今回、都城の業者が挙がっているんですね。中国米を熊本産とされたわけですが、5に業者への措置というのがあるんですけども、かなり安くで仕入れて通常の値段で売っているということですね。業者への措置というのはどんなペナルティーがあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○吉田営農支援課長 JAS法で言いますと指示・公表ということで、ペナルティーとしましては、名前等を明かすということがございます。それと、改善策を私ども、とらせていただくということでもさせてもらっております。

○満行委員 国民から見ると「何で。」と、本当に罪のない、毎日毎日おいしいお菓子をつくらうと努力されている方には物すごいペナルティー、現実的に経済的なハンディがあって、偽装をしたところはただこの業者が違反をしましたという公表だけで終わってしまう。経営はできるわけですから、経済的にはほとんど影響はない。中小零細のところほど大変な状態に陥っているわけですね。これは、ぜひ、国に対してもっともっと厳しくペナルティーを科すルールというのを求めるべきだと思うんです。幾らコンプライアンスと言ったって、主食もこんな状態で、まだ今日に至ってもやっている。物すごく残念ですね。

もう一つ聞きたいのは、熊本の米穀販売業者から都城のほうの第1ルートに来ていますが、この熊本の米穀販売業者は偽装米として知って、中国産として通常のルートで第1ルートに流したということではないですか。知っていたか、

知らなかったか。

○吉田営農支援課長 伝票に「中国産モチ米」ということで届けておりますから、熊本の業者は知っていたということです。

○満行委員 汚染米だったかどうかというのを知っていたかどうか。

○吉田営農支援課長 そのこのところは私どもはわかりません。ただ、井之上製粉が受け取ったときは事故米とは全く知らなかったというふうに思っております。

○満行委員 熊本の業者が事故米と知っていて、それを中国産として出すか、熊本産として出すか、第1ルートの製粉業者が中国産なり熊本産というふうに、要するに伝票を送ったのと同じで出していけばJAS法違反にはならなかったということでもいいんでしょうか。

○吉田営農支援課長 そうだと思います。

○満行委員 わかりました。

○前屋敷委員 今、特に消費者の中での食の安全・安心の問題が一番クローズアップされているという中で新たに起こったという点では、本当に問題だというふうに思います。そして、先ほど御説明もありましたが、その原因となったのがミニマムアクセス米だったということも、今、この問題も大きな問題になっていますが、政府が言うような輸入義務ではなくて、単にミニマムアクセス米は輸入機会を提供するという範囲のものなのに、義務的なものだというところで大量に輸入をしていた。その中の事故米、汚染米ということになったわけで、一つこの問題も私、明らかになったと思います。そして、今回は、残念ながら、県内のお菓子製造の業者の皆さん方に被害が及んだわけなんですけど、全国を見ますと、学校給食であったり、福祉施設の食事であったりというところにまで被害が及

んでいるという点では、本当にここを真剣に考えていかなければならない課題だなというふうに思います。そういった意味では、安全な食という点では、県の立場からも、国際的な問題も絡みますけど、国に要求もしていくという点では、地産地消で行くという運動をさらに広げていくことにもなるんじゃないかというふうに思っています。

1つお聞きしたいのは、県内の業者の皆さん方にアンケートもとられて、お店によっては30%売り上げが低下したということも出ておりますし、回答がなかったところでも、風評被害も含めて、さまざまな影響が出ていることは確かです。そういった意味では、国にもともと責任がある課題なんです。それで被害に遭われた方々の補償といいますか、そういったものも要求されておられると思うんですけども、今、国の対策としてはどの辺まで行っているのか、わかれば教えてほしいと思います。全然対応のところまで行っていない、問題視されていないのかも含めて。

○吉田営農支援課長 農林水産省のほうも今、このことに対して工程表をつくり、対応をされておるといところまでしかわかっておりません。

○前屋敷委員 ぜひ、被害に遭われた方々の今後の営業にもかかわってきますので、県からも強く補償の問題を含めて要望していただきたいというふうに思います。

○川畑衛生管理課長 厚労省の通知で「公表業者の事故米穀を原料とした製品の残留農薬等の分析について」というのが来たんですが、この中で公表された業者の方が、製品の分析を希望する場合は、各農政局において無料に対応する、そして結果は公表しますよというのは来ており

ます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○中野一則委員 衛生管理課長にお尋ねします。確認のためにお聞きしたいんですが、事故米ということでメタミドホスが入っておった、それを食べても健康への影響はないということが一番最後に記入してあるわけですけれども、影響はないということはわかりましたけれども、もともとこのメタミドホスはどのような過程で米の中に入っておったわけですか。中国米の中に入っておったんだと思うんですが、どの過程でこれが入ることになったのかを確認できるのでしょうか。

○川畑衛生管理課長 メタミドホスは現在、日本では使用禁止になっていますが、中国ではこの前までは使われておったということで、これは穀類とか野菜の農薬として使われていますので、中国で稲をつくるときに農薬として、殺虫薬として使われた、それが残留しておったということだと思います。

○中野一則委員 これは含有量が極めて少なかったということで、健康被害はないということですが、輸入ギョーザ問題もメタミドホスが入っておったということで大きな問題になって、危ういところまでなって、あれは故意性がある、いわゆる事件か、過失ではないと思うんですが、そういうことで大きな問題になっている。まだ犯人がわかっていないわけですね。あれは故意に入れて、大きな問題になった。しかし、自然の農薬として、殺虫剤として使って、それが今回は、そのまま精米した米の中に微量とはいえ、入っていたわけですね。農薬を殺虫剤として使ったものがこの中にたまたま入っておった、それを単なる事故米という処理でされているけれども、故意性というものはなかったわけですか。

○川畑衛生管理課長 メタミドホスですけれども、18年5月でしたか、ポジティブリスト制度が導入されましたけれども、それまではこれも基準がなかったんです。それで、すべて野菜とかには入ってはいけないということでポジティブリスト制度ができたんですが、一番厳しい基準で0.01ppm、一律基準というのが適用されています。この0.01ppm をわかりやすく米粒で説明しますと、1億粒ある中の1粒が入った状態が0.01ppm というレベルでございます。今回の汚染米は、それが5粒入っていたというような、例えて言えばそれぐらいの濃度だということでございます。

○中野一則委員 メタミドホスというのは残留性が高い農薬なんですか。

○川畑衛生管理課長 最初輸入したときに農水省が調べたのは0.05ppm あったということで、これを事故米にしたんですが、最近出回っているのを各県で検査した結果が出ていますけれども、0.02ppm というのが幾つかあります。したがって、少しずつ揮発していく製剤だと思います。

○中野一則委員 ミニマムアクセス米というのは政府が輸入するわけですね。だから、輸入した側が責任逃れに余り向こうを調査しないということで安易に輸入してきた。これから先はしないと思うけれども、農林水産省が自己防衛のために、本当はいろんなことがあったんだけど、微量なもので健康に影響はないということで、黙って今までずっと輸入してきたわけですね。それがたまたまこういうことで発覚したということだけれども、本当に事故米という形でいいのかなという気がしてならんわけです。それは皆さんに言うべき問題ではなく政府に言うべき問題ですから、これだけにします。

もう一つ、今度はコンプライアンスの徹底を図るということでさっき説明がありましたが、外向きにコンプライアンスの徹底と言われても、余りびんと来ないと思うんです。法令遵守ということだから、そういう言葉でメディアの方でも通じてしてもらわんと、本当に行政が徹底的な指導をするということが消費者に伝わらんのではないかという気がしてならんわけですけども、横文字ばかりで通用する社会であります。その辺のことは苦言として申し上げておきたいと思います。

○外山良治委員 事故米と書いてありますね。これは全国共通の表現なんですか。

○川畑衛生管理課長 これは、農水省のほうが使っていますけれども、政府が仕入れて、食用として適さない形、ただぬれただけとか、汚れたとかいうレベルのものもございますし、今回は農薬が入ったとか、あるいはカビ——アフラトキシンが入ったとかいうのは一応、汚染米、事故米という形で整理されております。

○外山良治委員 ここは食の確保とか食の安全の特別委員会ですね。今、審議をしている事故というのは日本語に直すと何ですか。

○川畑衛生管理課長 私サイドの農薬でいきますと汚染した米というとらえ方です。

○外山良治委員 ここで審議をする中での事故というのは、いわゆる無意識的に発生した事案だということじゃないですか。

○川畑衛生管理課長 一般食品でいきますと、外国から食品を輸入する場合は、検疫所で全部チェックするんですけども、最初輸入される業者につきましては、すべて登録機関で検査してデータを出しなさいというような形でしております。そこでこういった形でメタミドホスの汚染が見つかる、この製品は廃棄するか、ま

たは輸出元に送り返すという措置をとっていません。今回の政府米の件につきましては、私たちも当然そうあるべきだと思うんですけども、検査した結果、0.05ppm ありながら国内に置いておったと。したがって、マスコミで見るところによりますと、今後はそういったのは送り返すあるいは廃棄する措置を検討していくというような形で読みましたけれども、当然、私は廃棄するか返すべきじゃなかったかなと思います。

○外山良治委員 私が申し上げたいのは、三笠フーズ事故米となっておるでしょう。事故というのは、予期せぬ出来事を事故と言うんです。これは意識的な犯罪行為でしょう。それは事故とは言わない。だから、ネーミングされるときでも、三笠フーズ犯罪不正流通事案について、これならわかりやすい。これは犯罪行為ですから。JAS法違反でしょう。どうですか。

○川畑衛生管理課長 ネーミングは、最初、九州農政局の農政事務所のほうからこういったネーミングで来て、いわゆる農水省サイドで事故米という形でネーミングされて来たものですから、私たちとしてはこの名前をそのまま引き継いできた。ただ、事故米というのもおかしい、汚染米と言うべきではないかなということ。で論議したこともあるんですけども、ここに書いているのはそういったことで、最初が政府事故米という形で政府が整理してきたものから、それを使ったということでございます。

○外山良治委員 ここでなぜ、このことが問題になっているのかというのは、これはもちろん国が悪いんですよ。それは十分わかっています。しかし、こういうふうな犯罪行為、例えば三笠フーズはもうけるための意識犯罪ですよ。意識的にやっているわけです。それは事故とは言わない。ですから、まずそのことを苦言を申し上げ

げたいと思います。国のほうにそういうふうに
言っておってください。

第2点目は、先ほど質問があった、それに対
して、自主回収した、返品をした、それをどう
いうふうに廃棄したかということは確認されて
いませんとおっしゃいましたね。もう一回その
ことを。

○川畑衛生管理課長 保健所のほうでは確認し
ているかもしれませんが、私が現時点で把握し
ていないということでございます。

○外山良治委員 福祉保健部の文章、自主廃棄
されたことを確認したと書いてありますよ。ど
うなんですか。

○川畑衛生管理課長 廃棄ということで指導を
したんですけれども、場合によっては確実に焼
却するところまでついていって確認はしていな
いかもしれません。保健所が確認をとったとい
うことで私たち、受けていますので、ただ具体
的にどんな形でやったというのは、今、申し上
げられません。

○外山良治委員 であるならば、どういうふう
な方法でもって、焼却なのか、埋め立てなのか、
それを確認してください。

○川畑衛生管理課長 現時点で保健所が確認し
たという形の報告を受けたものですから、そう
いった形で自主廃棄されたという報告をしたん
ですが、具体的な方法について、現時点、私、
ここで説明できませんので、また調査しまして
報告したいと思います。

○外山良治委員 私がなぜこのことを聞くかと
いうと、前回の委員会で衛生指導をしたと。
じゃ、その指導をもって現地からの報告を確認
したんですかと聞きましたね。あれもまだ報告
がありませんが。それはしていませんという答
弁でしたでしょう。間違いないですか。

○川畑衛生管理課長 おっしゃるとおりでござ
いまして、衛生管理課としてはそこまですべて
把握すべきでしょうけれども、保健所にお任せ
している部分が多いということで、反省してい
ます。

○外山良治委員 こういったものについては指
導をする、その後、しっかりと対応したかどう
かまで確認をしなければ、再犯罪とか、関西で15
人死んだ、あれは今まで何件もやりましたよ。
私が記憶しているだけでも4件ぐらい、同類の
犯罪、大量焼死が起きていますよ。そのたび、
指導する、指導すると言っています。また今度
は15人死んだ。ですから、現地確認をして、指
導どおりにやっているかどうかということをも
最後まで確認してください。この点についても、
冷蔵庫に保管をしておいた、これを売れば10万
円もうかる、保健所には処分したということ
を報告した、確認はされていない。それがまた販
売ルートに乗る可能性もありますよ。ですから、
県民の健康、食の安全ということを標榜するの
であれば、最後まで確認していただきたい、こ
れは強く要望しておきます。以上です。

○川畑衛生管理課長 わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 実際、事故米ということで言いま
すけれども、熊本県から何トンが流れてきたん
ですか。

○川畑衛生管理課長 まず、第1ルートの都城
のほうで4トン、第2ルートのほうで3,202キロ、
第3ルートが180キログラムです。

○水間委員 先ほどからいろいろ話を聞いてい
ますが、県内の65業者、全国で380か何かでした
ね。これに対して、菓子業者がこのことによっ
て損害を受けたということで損害賠償を請求さ
れたら、県はどんな立場になりますか。

○川畑衛生管理課長 損害賠償のほうは私ども、直接のあれはないんですが、熊本でしたかの酒造会社、三笠フーズを相手取って9億円ぐらいの損害賠償を請求されております。

○水間委員 流れ的には損害賠償を請求したいんだという業者さんもおられる。国も責任を持ってこれには対処したいという表現もありますね。そこらあたり、国からの流れというのは何か表現として来ているんですか。来ていませんか。

○川畑衛生管理課長 うちのサイドにはそういったたぐいでは来ていません。

○吉田営農支援課長 私どもにも、まだそういうのはございません。

○水間委員 参考的に、ミニマムアクセスの77万トン、これの今、在庫量というのは国はどれだけ保管をされておるか、ひとつ教えていただけますか。

○串間農産園芸課長 この件に関して、我々も頻繁に県内の流通量だとか、在庫量がどうだとか問い合わせをしますが、なかなか教えてくれません。最後には農政局に行っても、官房が取り扱うんだからあっちに聞いてくれとかいう話でありまして、我々になかなか情報を出していないという状況でございます。

○水間委員 農水省は、農業県には米のことで生産調整をいろいろさせながらこういう事件がある。そうすると、今、ミニマムアクセス米、通説に100何万トンあると。トン当たり1億円の保管料が要る。100億以上の保管料を毎年払っておるじゃないかという表現もあるんですよ。ここらあたりは所管の部としては押さえてくださいよ。

○串間農産園芸課長 失礼しました。県内の事故米関係でいろいろ流通量を聞いたのが頭にありまして、答えとしました。統計の数字でお答

えさせていただきます。平成7年から19年までのミニマムアクセス米の販売在庫状況の統計によりますと、平成19年10月末現在のデータですが、152万トンと農林水産省の調べで出ております。以上です。

○水間委員 もう一回、農水省が三笠フーズに卸したんだけど、現実には汚染米、事故米のトン数は何トンだったんですか。

○串間農産園芸課長 それはわかりません。これが先ほどの、いろいろ問い合わせてもなかなか教えてくれないという部分です。

○水間委員 わかった時点で教えてください。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

それでは、ないようですので、その他で何か質問がありましたら出してください。

○山下委員 ちょっとお伺いしたいと思うんですが、きのう、テレビ報道があったんですが、牛乳の大腸菌の問題、けさ、新聞にも全社載っていたようですが、その経過について、今、把握されていれば、その点をお聞きしたいと思うんですが、よろしいですか。

○川畑衛生管理課長 かいつまんで説明させていただきたいと思います。中村牧場牛乳から大腸菌が検出された事例でございますが、9月30日午前10時ごろに、山之口町の中村牧場から畜産課のほうに——これは学校給食会関係です——自社検査した結果、大腸菌群が検出されたということで、学校給食のほうには飲用しないように連絡しているという情報が寄せられたところでありまして。それで、うちのほうも、畜産課から情報提供がありましたので、直ちに都城保健所に調査を依頼したところでございます。その結果、大腸菌群が検出された牛乳というのは瓶で製造している分だけでございまして、ほかのパック詰めの方は検査したけれども、出なかつ

た。200ミリリットル入りの瓶だけから出ているということでございました。この瓶入りの牛乳は、学校給食用と宅配用に製造しているということでございまして、配布先の学校が国富町、綾町の計11校の小中学校に入っているということで、これも早速、スポーツ振興課のほうにも情報を提供いたしまして、教育事務所を通じて飲まないようにということの指導がなされまして、すべての学校で給食でこの牛乳は飲まれなかったということを確認しております。

今後の対応でございますけれども、保健所によって立入指導しまして、この原因究明と再発防止というのを今、指導中でございます、この同一ロットの牛乳につきましては、今、検査中でございます。したがって、きょう、陰性か陽性かがわかるんですが、さらに確定するにはあと2日かかるということでございます。畜産課、スポーツ振興課とも今後の対応について協議したんですが、今回の大腸菌群の陽性となった牛乳の処分ということで、これは自主検査で大腸菌が出たということでございますから、公的に私たちが検査して出たということであれば県から公表するんですけれども、自社検査ということで、一部、宅配でも飲まれておりましたので、早期に会社のほうで自主公表した方がよからうということで、会社のほうもそれをのみまして、きのう、公表したところでございます。

原因につきましては、多分、瓶の洗浄の不足、不備といったところが一番原因かなと思われております。

量的には、学校給食用が2,720本、一般用が1,712本の合わせて4,432本と聞いております。瓶の製造につきましては、今後、やらないということで、製造を今、ストップしております。私のほうからは以上です。

○山下委員 中村牧場については、自社で牛を飼って、今、成牛が300頭ぐらいおるんでしょうか。みずから搾乳をされて、自社で製造されて、学校給食、店舗とか、宅配もされているんですが、2年ぐらい前でしたか、洗浄水が混入しまして、学乳で吐き気が出たとかで問題になってまして、そのときも事故があったんです。周りからいろいろ意見が出ましたのは、普通、生産者が今、県内に350軒ぐらいおられて、毎日、ローリーが牛乳をくみに来的时候は、サンプルをとられるんです。2日間ぐらい保存して、ローリーで血乳が出たり抗生物質が出たりしたときには、すぐ生産現場で判定ができるようにしているんですよ。一般の農家はそれぐらい衛生管理を徹底しながら、自分の牛乳については最大限の責任を持つということで、今、それだけ厳しいクリアをして牛乳の生産体制ができていますが、中村牧場については、すべてが自社ということで、いわゆる検査システム、今、検査協会がありまして、農家は出荷前に、例えば抗生物質でも出れば、必ずその牛乳を搾って、検査が合格してから出荷ができるんです。そこ辺のシステムというのは、福祉保健部がどれぐらい立ち入って検査をされているのか、過去の事故も踏まえて、現在の検査状況を教えてほしいんですが。

○川畑衛生管理課長 具体的には私、把握していませんけれども、いずれにしても、生乳、原料になる乳というのは基準がございまして、比重であるとか、一般生菌数が400万以下とか、そういったのは検査されていると思います。今回のこの製品につきましても、牛乳の成分規格がございまして、乳脂肪であるとか、酸度とか比重、そして大腸菌群が陰性、一般生菌数が5万以下というのがございまして、これにつ

きましては、大腸菌の検査も今回、自社で検査して引っかけたということです。

○山下委員 私が聞いているのは、検査ですよ。普通の農家はぴしゃっと責任を持ちながらやっているんですが、あそこの場合の検査はどういうシステムで行われて、どれぐらいのそういう報告が上がってきているのかなと思ひまして。

○川畑衛生管理課長 申しわけございません。そのところを十分把握していません。一応、自主検査しているというのはわかっているんですけど。

○山下委員 自主検査というのは、どうしても改ざんができると思うんです。私は過去に事故が何回かあったと聞いているんですが、これだけ今、食品事故が多い中で、そして今、県内の酪農家は、牛乳の消費の減退やらで非常に不安の渦の中にあるものですから、というのは、中国でもメラミンが入ったという、これも流通過程じゃなくて製造現場で中国のやつは水を入れて、たんぱくを上げるために入れてはならないメラミンを入れて成分調整をしているわけですから、それが今、大きな国際問題になって、大きな死亡事故まで出ているんですが、国内では丸大が粉ミルクをお菓子等に使って、今、そういう問題が発覚して国内の問題に出てきているんですが、自社製品のそういう中でのこういう問題が出たものですから、衛生管理をひっくるめて、私は福祉保健部にチェックをする義務というのがあると思うんです。その辺の調査結果というのをぜひ教えてほしいんですけど、どういうシステムの中で検査結果が進んでいるのか。

○川畑衛生管理課長 日常的に工場内のほうで製品につきまして自社検査する。そして、市場に出回った牛乳につきましては、保健所のほうで年間計画を立てまして、牛乳につきましても、

この工場だけではなくて、いろんな工場の牛乳も収去して検査しておる。そこで違反が見つければそれなりの措置をとるということですが、通常の収去検査には違反がなかったということでございます。

○押川畜産課長 中村牧場につきましては、経済連系統の出荷農家ではないものでございますから、経済連システムでの検査体制には乗っかっておりません。ただ、先ほどからお話がありますように、牛乳の規格というのが基本的に決められておりますので、宮崎県公衆衛生センターのほうにサンプルを持ち込んで検査をいたしております。一般生菌数、大腸菌数、比重、酸度、無脂固形分、乳脂肪分、こういったものは公的な機関で検査をして、安全性を確認しているという状況でございます。

○山下委員 公衆衛生センターというのはどこにあるんですか。

○押川畜産課長 霧島町です。

○川畑衛生管理課長 J Aのすぐ横に総合保健センターがあるんですけど、その1階に検査施設がございます。中央保健所があるところなんですけれども。

○山下委員 どれぐらいの間隔で搬入されているんでしょうか。

○押川畜産課長 頻度につきましては把握しておりません。ただ、検査しているという証拠の書類は手元に、今年度の9月19日検査分の成績がございますから、そのようにお伝えしたところでございます。

○山下委員 ぜひ、福祉保健部もひっくるめて、衛生管理というのを徹底してほしいと思うんです。結局、中村牧場が悪いとか何とかじゃなくて、今、これだけコンプライアンスを求められている中で、2～3年の間に何回か事件・事故

が出るということは、会社の内部でのコンプライアンスの遵守がされていないような気がするものですから、福祉保健部は衛生管理とか、年に何回か立ち入って調査するとか何とかあるんですか。

○川畑衛生管理課長 保健所のほうで年間計画を立てまして、大きな乳処理業者には入り込みまして、HACCP方式に基づく指導、このところをきちっと押さえないと事故が起こるといふのを保健所の専門家が広域的に指導しています。

○山下委員 自主的な検査をやられているということですから、その検査結果の報告の提出義務は与えていないんですか、保健所のほうから。

○川畑衛生管理課長 保健所のほうでは、定期的にそういった形で処理場に入り込んで衛生的な処理とかします。その文書でありますとか、あるいは実際やられているところの処理が、その文書に書かれたとおり実施されているか、そういった確認をしますので、立ち立った時点では自社の検査結果、データを見せてくださいというの当然、テーブルの上では確認していると思います。

○山下委員 わかりました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山三博委員 水牛の報告書がここに出ておりますが、多分、環境農林常任委員会で私が質問した案件を所管外ということで、きょうは衛生管理課のほうで報告をいただいておりますので、1～2お聞きしたいんですが、この文章の2のところには水牛は屠畜場で屠殺はしなくてもいいが、食肉処理業の許可を受けた施設で解体することを規定しているというふうになっていますけど、屠殺場と、これ以外に食肉処理業の許可を受けた施設というのは区分けしてあるん

ですか。

○川畑衛生管理課長 屠畜場というのは、そこに書いてありますとおり、牛、馬、豚、綿羊、ヤギを処理する施設で、県内に7つの処理場がございます。食肉処理業というのは、食肉を解体したり、部分肉にする工程、そういった作業をする場合は食肉処理業の許可が要ということで、各保健所の管轄ごとに申請して、この施設の許可基準がございますので、その許可を受けてやるということでございます。

○外山三博委員 食肉処理業の場合、屠殺はしないんですか。

○川畑衛生管理課長 通常的には屠殺というのは——いわゆる「屠」というのは、動物を殺して食用にするという意味なんですけど、それが屠畜場という意味なんですけれども、屠畜場では生きている牛・豚を何らかの方法によって殺して、血液とか抜いた中で衛生的に処理して肉を出すということでございます。一般的な食肉処理業というのは、処理された肉を仕入れて、それをさらに分割していった部分肉にするというのも食肉処理業という許可になります。さらには、イノシシなんかを仕入れて処理する場合も、それはハンターが撃つたりとかしていますけれども、それを処理する場合は、許可を受けた食肉処理施設で処理したのを部分肉として販売していくという形になります。

○外山三博委員 何でこういうことを聞いたかということ、児湯郡の川南か都農に20数頭水牛を飼育して、そこでミルクをとって、それでモチセラチーズ、これは非常においしくて、これから需要がふえていくと思うんですね。そういうところがあるもんだから聞いたんですが、この説明文によると、水牛から出るミルク、乳製品は許可を要しないということになっていま

すね。これは量が少ないからですか。

○川畑衛生管理課長 水牛の乳そのものが牛乳とか呼ばないということですから、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に該当しないということでございます。ただ、見た形状は牛乳そのものなんでしょうけれども、水牛から出た乳はここで言う省令には該当しない。ただ、この下に書いてありますとおり、県の対応としましては、厚生省との協議をしまして、乳製品製造業の許可を受けた施設で乳処理等を行うことを指導していくということにしています。

○外山三博委員 もう一点、参考までに教えてほしいんですが、日本で水牛、沖縄・宮古島で観光用で荷車を引くのは知っていますが、ほかにどのくらいいるものですか。

○押川畜産課長 私の聞き及ぶところでも、沖縄しか水牛の生存状況は把握していません。今後、また調べてみたいと思います。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○満行委員 外山委員の質問の答えに野生のシシ、シカ等の獣肉の販売等の規制というのがありますが、食品衛生法に基づく食肉処理業、食肉販売業の許可というのは簡単なんですか。基準は厳しいんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 食肉販売業とか食肉処理業、それぞれにつきまして施設基準がございます。床でありますとか水道、いわゆる施設の基準を満たした場合は許可するということでございます。

○満行委員 よく人里離れたところに「猪肉あります」と看板が出ているんですが、それはちゃんと管轄の保健所が査察しているというふうに理解してよろしいんですね。

○川畑衛生管理課長 私、正直なところ、確実にすべて保健所がそこに立ち入って、そこで適

正に処理されたかどうかという確認をしているという自信はございません。

○満行委員 外山委員の質問で、やっているかやっていないかと言っていました、3年に一遍とか5年に一遍、許可をしている業者もそのぐらいの査察だという状況になっているわけですね。よく看板に墨で書いて「猪肉あります」と。もし、そこで事故があった場合は、それは県の責任になってしまうんじゃないのかなと思いますので、日常的な職員パトロールの中でぜひ立ち入りを推進していただきたいなど。お願いいたします。

○川畑衛生管理課長 そういった看板等を確認した場合は、保健所のほうで許可の有無等について確認しているということでございます。今、委員がおっしゃいましたところも、今後、一生懸命頑張っていきたいと思います。

○満行委員 しているということですか。それとも、ひよっとしたら漏れもあるということですか。

○川畑衛生管理課長 多分、そういった形で違法的な部分があるかと思います。そういった事実が判明した時点では、適正な形で処理するように指導していくということでもよろしくお願いたします。

○横田委員長 よろしいでしょうか。ないようですので、以上で概要説明を終わらせていただきたいと思いますが、今回の事故米は国に起因することということで、皆さん方も非常に困惑されているんじゃないかと思います。先ほど、満行委員も言われましたけど、例えば、JAS法でも何か矛盾を感じることもありますし、それも含めて国のほうに再発防止に向けての要望をしっかりとしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で概要説明を終わらせていただきます。執行部の皆さん方には退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

協議事項であります。まず、(1)の県外調査についてであります。

資料1をごらんください。10月22日から24日にかけて実施します県外調査については、前回の委員会におきまして、正副委員長に御一任をいただきましたので、ごらんのような日程案を作成いたしました。

それでは、日程案について書記に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○河野書記 それでは、御説明いたします。

10月22日(水)であります。三重県議会・三重県庁に参ります。県の食料自給率目標設定についてであります。国では目標率が設定されているんですけれども、本県においては目標は設定されておられません。しかしながら、食料・農業・農村基本計画においては、地方公共団体の役割として食料自給率を設定して食育活動等に生かさないというような趣旨の規定がございます。全国では18県ほど食料自給率の目標を設定しているということでありまして、三重県では設定されておりますので、この目標設定の意義等について、調査を行っていただく予定としております。また、三重県におきましては、赤福の昨年JAS法違反事件を背景に、食の安全・安心に係る取り組みが先行してありまして、県議会において、本年6月に食の安全・安心の確保に関する条例が議員発議で制定されてお

ます。また、行政のほうでは、組織をつくりまして、JAS法、食品衛生法の食品表示の一元化の取り組みがなされております。そのような三重県の取り組みについて調査を行っていただく予定としております。その後、奈良に向かいまして、宿泊は奈良となります。

翌日でありますけれども、奈良県の大淀町役場を訪問していただきたいと思っております。農地法では、農地に関する権利の取得は50アール以上でなければ許可がなされないことになっておりますが、大淀町におきましては——大淀町は中山間地域でありますけれども、耕作放棄地の解消あるいは新規就農の促進を図るために、10アールまで下げて農地の権利の取得の許可がなされております。実は、これは、構造改革特区でこの大淀町を初めとして全国で行われていたものが、平成17年に農地法施行規則の改正が行われて全国展開されるようになったものであります。本県ではまた適用がありません。この取り組みについて調査を行っていただきたいと思ひます。次に、ニチレイフーズ関西工場であります。冷凍食品に関しましては、いろんな分野で私どもが口にするわけでありまして、大手のニチレイフーズの関西工場を訪問していただきまして、食の安全・安心の取り組みなどについて調査を行っていただきたいというふうに思ひます。宿泊は高槻市となります。

最後に、24日であります。神戸に参りまして、兵庫県庁のほうからエコフィードデータベースの取り組みについて説明をいただく予定としております。エコフィードデータベースと申しますのは、食品残渣に係るデータベースでありまして、例えば、飼料メーカーが食品メーカー等から出る食品残渣を配合飼料等に利用したいとか、あるいはリサイクルメーカーが食品メーカー

から出る食品残渣を加工したいとか、さらには畜産農家が直接利用したいとかいった場合に、その食品残渣の供給側と需要側のデータをホームページ上で公開をして、その間を取り持とうという行政の取り組みでありまして、まだ兵庫県しかやっておりません。その取り組みについて調査をお願いしたいというものであります。

説明は以上であります。

○横田委員長 説明は以上のとおりであります。調査日が迫っております。調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、それも含めて正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

次に、11月5日（水）に予定されております今回の閉会中の委員会についてであります。執行部からの概要説明、資料要求について何かございましたら、御意見をお願いいたします。

特にないようですので、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのような形で準備を進めさせていただきたいと思えます。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようです。再度申し上げますけど、次の委員会活動は、いろいろ諸般の事情等あるかもしれませんが、10月22日（水）か

ら24日（金）の県外調査であります。

また、次回の委員会は、11月5日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会